

詳しく知りたい！

6次産業化推進整備事業のうち農業主導タイプ

加工機械の導入や販売施設の整備等を支援します！

本事業は公募対象事業です。

事業の実施を希望する農業法人等の皆様は、公募期間中に国（地方農政局）に直接申請していただく必要があります。（4ページ「7 公募期間」参照）

1 事業内容

6次産業化法人への支援

農業経営の6次産業化を図る農業法人等（以下「6次産業化法人」といいます。）が加工・流通・販売等についての新たな取組*を行った場合に必要となる機械・施設等の整備を支援します。



連携法人への支援

6次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人等（以下「連携法人」といいます。）が、6次産業化法人の整備と併せて行う農畜産物の生産に必要となる機械・施設等の整備を支援します。（3ページ「6 事業実施例」参照）



*新たな取組とは？

自ら生産した農畜産物等を利用して新たに加工・流通・販売等のいずれか1つ以上に取り組むことをいいます。

また、既に取り組んでいる分野においても、以下に該当する場合等には、新しい取組に準ずるものとして取り扱います。

- 既存の取組を拡充するため、生産量の増加又は品質等の向上に取り組む場合
- 品目の異なる農畜産物について新たに加工・流通・販売等に取り組む場合

2 支援対象となる経営体

1. 農業経営を行う法人（株式会社、有限会社及び農事組合法人等）※1

2. その他農業者の組織する団体

（代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあるもので、生産から販売までに関して経理の一元化が図られている団体）

実施主体としての要件

以下の1から4までの要件を全て満たす必要があります。

なお、連携法人は5及び6の要件も併せて満たす必要があります。

- 構成員に3戸以上の農家を含み、農家が法人又は団体の事業活動を実質的に支配していること。なお、構成員に3戸以上の農家を含まない法人又は団体にあっては、常時雇用者を3名以上雇用している又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること
- 農業経営を改善するための計画を有していること（農業経営改善計画など）
- 農畜産物の生産を行っている※2こと
- 中小企業規模※3であり、大企業の子会社でないこと
- 6次産業化法人と原料供給等の取引契約を締結していること
- 6次産業化法人の子会社でないこと

※1 農業協同組合等は対象外となります。

※2 法人又は団体が自ら生産を行っておらず、加工・販売等部門のみを実施しようとする取組は対象となりません。なお、施設等で使用する原材料等については、原則として自らが概ね50%以上について生産する必要があります。

※3 中小企業規模とは資本金が3億円以下又は従業員数が300人以下のものをいいます。

3 整備内容

6次産業化法人が整備する機械・施設等は、以下に例示するものです。

このうち、連携法人が整備する機械・施設等は“生産に関するもの”に限定されます。

- 農畜産物加工施設（野菜カット工場など）
- 農畜産物販売施設（直売所など）
- 農畜産物提供施設（農家レストランなど）
- 高生産性農業用機械施設（田植機、トラクターなど）
- 簡易土地基盤整備（障害物除去、整地など）
- 地方農政局長が特に必要と認める機械・施設等



（上記に掲げる機械・施設等については、一定の導入基準がありますのでご注意ください。）

4 補助率

・6次産業化法人……2分の1以内（農業用機械は3分の1以内）

・連携法人……3分の1以内

なお、どちらの場合も補助することのできる上限額は5千万円です。

5 採択要件

成果目標

次の水準以上の全ての成果目標を自ら設定した上で、事業実施年度から4年度目（平成26年度）までに達成する必要※1があります。

- 農業経営に関する売上高が3千万円以上増加するか、売上高の割合が30%以上増加するかのいずれかの高度な目標※2
- 雇用者数が、新たに延べ240人・日以上増加する目標
(常時雇用者が1人増加した場合には、240人・日に換算する)
- 地域が抱える課題に応じた目標
(耕作放棄地の活用、生産技術の普及、研修生の受け入れなど)

※1 成果目標が達成されず、改善の目処が立たない場合は、事業を中止させることもあります。

※2 「いずれかの高度な目標」とは、例えば以下のように設定することとなります。

- 現在の売上高が2千万円の場合、3千万>30%増(6百万円)なので、3千万円以上増の目標。
- 現在の売上高が2億円の場合、3千万<30%増(6千万円)なので、6千万円以上増の目標。

承認基準

事業計画の承認にあたっては、以下のような基準を満たす必要があります。

- 事業実施主体の経営経験が5年未満の場合、原則として総事業費は1億円未満であること
- 経営状況について、原則として直近3ヵ年での経常利益の平均が黒字であり、かつ直近年においては債務超過でないこと
- 施設等の利用計画、原材料の仕入計画、商品の販売計画（需要）及び取組における収支計画等が明らかとなっていること
- 施設等の事業費の積算に当たっては、都道府県等で使用される単価を基準に適正な価格により算定すること
- 費用対効果分析を行い、投資効率が1.0以上となっていること
等（その他にも複数の承認基準がありますのでご注意ください。）

※ 事業計画書の添付資料として、登記事項証明書、直近3ヵ年分の決算報告書（必要に応じて親会社の決算報告書や構成員の確定申告書等）、農業生産を行っていることを証明する書類（農地等の取得状況等）、③に関する各計画書、資金調達計画及び地方農政局が必要とする資料等の提出が必要となります。

6 事業実施例

◆ 6次産業化法人が連携法人とともに事業を実施する場合



新たに“加工”に挑戦

補助率1/2以内



整備費用:1億2千万円

連携
(原材料の供給契約を締結)



6次産業化法人が行う施設等の整備と
同一の事業計画により“生産規模を拡大”

補助率1/3以内



整備費用:1千5百万円

この場合、
合計5千5百万円の
助成が受けられます

7 公募期間

公募期間は次のとおりです。申請及び相談はお早めにお願いします。*

平成23年 3月30日（水）～ 5月13日（金）

*1 メ切り間際での応募申請では、申請書類の不備等への対応が間に合わないおそれがあります。

*2 公募結果（補助金交付候補者の選定結果）はすべての応募者に通知しますが、結果の確定までには相当程度の期間を要しますのでご了解ください。

8 手続きの流れ

- ① 6次産業化法人は、公募期間中に、地方農政局を経由して農林水産省経営局長に応募申請を行います。
- ② 農林水産省における公募選定審査委員会の審査を経て、補助金交付候補者を選定します。
- ③ 補助金交付候補者となった6次産業化法人は、地方農政局長に事業実施計画の承認申請を行います。
- ④ 地方農政局長による事業実施計画の承認後、補助金交付決定の手続き等を経て、事業に着手します。なお、事業実施計画は公表されます。
- ⑤ 事業計画の承認年度から目標年度までの4年間、6次産業化法人は成果目標等について自己点検を行い、地方農政局長に報告します。
- ⑥ 地方農政局長は、点検報告について評価を行い6次産業化法人に通知するとともに、必要に応じて改善指導を行うなど適切な措置を講じます。なお、評価は公表されます。

9 申請・お問い合わせ先

6次産業化推進整備事業のうち農業主導タイプの詳細については、所在地に応じて、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

北海道に所在の方は、

経営局 構造改善課経営構造対策室 03-3502-8111(内線 5162)

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県に所在の方は、

東北農政局 生産経営流通部構造改善課 022-263-1111(内線 4084)

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県に所在の方は、

関東農政局 生産経営流通部構造改善課 048-600-0600(内線 3386)

新潟県、富山県、石川県、福井県に所在の方は、

北陸農政局 生産経営流通部構造改善課 076-263-2161(内線 3380)

岐阜県、愛知県、三重県に所在の方は、

東海農政局 生産経営流通部構造改善課 052-201-7271(内線 2456)

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県に所在の方は、

近畿農政局 生産経営流通部構造改善課 075-451-9161(内線 2363)

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県に所在の方は、

中国四国農政局 生産経営流通部構造改善課 086-224-4511(内線 2496)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県に所在の方は、

九州農政局 生産経営流通部構造改善課 096-211-9111(内線 4514)

沖縄県に所在の方は、

沖縄総合事務局 農林水産部経営課 098-866-0031(内線 83294)